

私は、一昨年の四月に大阪府から出向して、この三月で早や二年を迎えようとしております。大阪府では、総務部課税課において、府税の査察吏員として務めておりました。

★

数年前、伊丹十三監督、宮本信子主演による「マルサの女」という映画が好評を博しましたが、この映画は、女性査察官を主人公に税金を題材にしたことで話題にもなりました。マルサとは国税局の査察部のことで、ここでは、国税の査察官（別名「国税Gメン」ともいう。）が国税の脱税の摘発に当たっております。税務署が行っている一般の税務調査は、質問検査権とか帳簿検査権はありますが、あくまで任意の調査であって強制的なものではありません。ところが、査察部が行う査察調査は、脱税を摘発して検察庁に告発し刑事罰を求めるもので、国税犯則取締法（国犯法）によって、裁判所が発行した臨検・搜索・差押許可状（令状）を提示して強制調査（俗にガサ入れ）を行うもので

あります。

★

このような強制調査による脱税の調査は地方公共団体でも行われており、その調査を行う権限を有する者が査察吏員であります。大阪府においても、総務部課税課や各府税事務所に査察担当の府税犯

マルサの男



コラム

仲谷 徳雄

則査察吏員を置き、国犯法を準用して、府税の脱税の強制調査を行っております。私も大阪府において、このような調査に携わること約二十年、この間、強制調査を何十回となく経験し、私が査察吏員として請求人となり令状を請求した事案も数件あります。内偵調査のため、時には

テレビの事件もののように、張り番調査や尾行、車による追跡調査などを行った、朝がけ夜がけなども行ったりします。

★

脱税調査は、国民の義務である納税について、適正・公平な課税を旨とし、脱税を行っている者に対して厳しく対処することにより、もって現行の税制度の秩序を維持しようとするものです。

★

今度、推進機構に赴任し宅地建物取引業法に携わることとなり、不動産取引においても様々な紛争のあることを如実に知ることとなりました。今は、地方税法を宅地建物取引業法に替え、推進機構の目的である消費者の保護と宅地建物取引業の健全な発展に寄与するため、脱税調査に対処した経験を生かして、微力ながら推進機構の職務に励んでいる毎日であります。

（試験部試験第二課長）